

綾瀬市訪問介護等利用者負担額減額特例措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護若しくは同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護又は第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「訪問介護等」という。）を利用する障害者の利用者負担額の減額について特例の措置を講ずるため、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象となる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として利用者定率負担額が0円となっている者であって、65歳到達日以前の1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護又は家事援助に限る。）を利用していった者が65歳に到達し、法に規定する訪問介護等を利用するもの又は、40歳から64歳までの障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者をいう。）で要介護認定又は、要支援認定を受け、法に規定する訪問介護等を利用するもの

2 第6条の規定による定時認定の結果、前項に規定する要件を満たさなくなった者は、以後において要件を満たした場合も対象としない。

(負担割合)

第3条 対象者が訪問介護等を利用したときは、介護費用のうち、利用者負担額の全額を市長が負担するものとする。

(減額措置の申請)

第4条 この減額措置を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、訪問介護等利用者負担額減額申請書（第1号様式）に、福祉事務所長から交付される障害者総合支援法における境界層対象者に該当する旨が記載された証明書（以下「境界層対象者証明書」という。）を添えて市長に申請するものとする。

(減額の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、境界層対象者証明書を確認の上、減額

の可否を決定し、訪問介護等利用者負担額減額決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、減額を決定したときは、申請者に訪問介護等利用者負担額減額認定証（第3号様式）を交付するものとする。

（定時認定）

第6条 市長は、前条の規定により減額の決定をした者について、毎年8月に境界層対象者証明書の確認等により所得状況を確認するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成12年6月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日前に行われた手続きその他の行為は、この要綱の規定によって行われたものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第3条の規定は、この要綱の施行日以後のサービスの利用から適用し、同日前のサービスの利用については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に行われた手続きその他の行為は、この要綱の規定によって行われたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第3条の規定は、この要綱の施行日以後のサービスの利用から適用し、同日前のサービスの利用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月8日から施行し、改正後の綾瀬市訪問介護等負担額減額特例措置要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第2号様式（第5条関係）

訪問介護等利用者負担減額決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました訪問介護等利用者負担額減額申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

<input type="checkbox"/> 承認する	適用年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日 公費受給者番号
<input type="checkbox"/> 承認しない	(理 由)

第3号様式（第5条関係）

（表面）

訪問介護等利用者負担減額認定証										
交付年月日 年 月 日										
受 給 者	住 所									
	フリガナ									
	氏 名									
	生年月日	年 月 日								
介 護 保 険 被 保 険 者 番 号										
適 用 年 月 日	年 月 日 から									
有 効 期 限	年 月 日 まで									
負 担 者 番 号										
受 給 者 番 号										
給 付 率	特別対策	／ 100								
	保 険	／ 100								
発 行 機 関 名 及 び 印	保険者番号	1	4	2	1	8	2			
綾瀬市長 印										

（裏面）

注 意 事 項
<p>一 訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業のうち、介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）を受けるときは、必ず事前にこの認定証を事業者に提出してください。</p> <p>二 利用者負担額は、介護費用から表面に記載された給付率を差し引いて算定された額になります。</p> <p>三 被保険者の資格がなくなったとき、減額制度の要件に該当しなくなったとき、又は認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なくこの認定証を綾瀬市に返却してください。</p> <p>四 この認定証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内にこの認定証を添えて、綾瀬市にその旨を届け出てください。</p> <p>五 不正にこの認定証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>